

## 平成21年度環境技術実証事業

### 山岳トイレし尿処理技術ワーキンググループ会合（第2回） 議事要旨

日時	平成21年8月24日（月）10:00～12:00
場所	港区生涯学習センターばるーん305学習室
出席者 （敬称略）	検討員：相野谷誠志、井田忠夫、岡城孝雄、河村清史、船水尚行、森武昭（座長） 環境省：東好宣、坂井美穂子、勝田孝、田畑克彦 実証機関：岡崎貴之（（財）日本環境衛生センター） 事務局：上幸雄、加藤篤、永原龍典
議事	（1） 実証試験計画の検討について （2） 分野名称及び実証ロゴマークの検討について （3） 経年実証試験（予備調査）の実施状況について （4） 山岳トイレ導入事例データベース作成方針について （5） メンテナンスマニュアルに関する実証項目の検討について （6） その他
配付資料	資料1：実証試験計画の検討（日本環境衛生センター）について 資料2：分野名称及び実証ロゴマークの検討について 資料3：経年実証試験（予備調査）の実施状況について 資料4：山岳トイレ導入事例データベース作成方針について 資料5：メンテナンスマニュアルに関する実証項目の検討について
公開／非公開	議事は公開で行なわれた

#### （1）実証試験計画の検討について

以下の留意事項を踏まえ、実証試験をすすめることとする。

- 利用集中時の影響を確認するため、試料採取時期の決定は、利用状況の推移や滞留時間等を考慮しながらすることが望ましい。
- 土壌処理装置における雨水による希釈効果は、近隣の気象観測所の降雨データから算出することとする。
- 検水槽等、どのような構造になっているか予め詳細図面で確認する必要がある。

#### （2）分野名称及び実証ロゴマークの検討について

<分野名称>

技術分野名称の改定案を「自然エリアトイレし尿処理技術」とする。

- 「トイレ技術」としてしまうと、便器等の設備も含まれてしまうため、「し尿処理」という言葉を入れることが望ましい。
- 実証事業は「環境技術」を取り扱うことを前提としているため、本技術分野の名称「環境配慮」という文言を入れる必要はないと考える。
- 「非放流」という定義づけが明確でないこともあるため、「非放流」という文言は好ましくない。
- 山岳から、山麓、離島、海浜等への展開を想定しているため、「山岳」を「自然エリア」に置き換

えること対応できると考えられる。

- 「し尿処理」をキーワードとして入れることで、取り扱う技術の方向性が明確になると考えられる。

#### ＜ロゴマーク＞

トイレ装置としての実証ロゴマークは「取得年度」および「分野名称」を表記することとし、経年実証試験における取り扱い、環境省に確認することとする。

- キャッチフレーズ的な文章（表現）を表記しないほうがよいと考えられる。
- 経年実証試験を経た際のロゴの扱いは明確に決まっていない。実証番号を新規に取得となるかどうかは、環境省内で検討することが望ましい。
- 経年実証試験実施の場合、ロゴ表記中にその事実を表記できるかどうか確認する必要がある。
- ロゴマークを二つ貼付する場合、何らかの事情により、追加試験を行う必要があったことように受け取れ、ユーザーにマイナスのイメージを与える恐れがあるので、マークを二つ持つ理由が明確になるようにすることが必要である。

#### （3）経年実証試験（予備調査）の実施状況について

次回WGに向け、引き続き予備調査としてデータ収集を行うこととする。

- 利用者数を把握することが、試験結果を判断する上で重要な要素となる。資料中の利用者数データに関する値の根拠（算出方法）等についての補正等が必要である。
- 酵素の投入効果で処理水質が変化することは確かであるため、試料採取のタイミング（ピーク時）や装置内の採取場所についても注意が必要である。
- 経年実証試験を行う際に、利用負荷などのデータがしっかりと測られていない場合もあるため、申請者がデータを揃える必要性を認識できるようにすることが必要である。また、データがない場合の対策として、予備調査期間に実施する調査内容を検討することが必要である。
- 予備調査の段階で利用者数や維持管理に関するデータが不足している場合は、試験の見送りや実施年度に相当な費用負担（試料採取回数や現地調査の増加）が生じることを希望者に伝える必要がある。
- 水質だけでなく、配管や機械系等の劣化についても状況を把握する必要がある。

#### （4）山岳トイレ導入事例データベース作成方針について

細かい表現などは今後調整していくこととし、現方針で進めることとする。

- データベースの利用者への周知が必要である。
- データ提供の分類視点の一つである「輸送方法」については、何の輸送を表すものか明確に表現することが必要である。

#### （5）メンテナンスマニュアルに関する実証項目の検討について

☆ 法的位置づけを確認し、マニュアルの取り扱い方も含め、次回以降のWGで検討していくこととする。

- 現状の各メーカーのマニュアル記載項目のバラつきの状況から、現段階で信頼性について5段階評価で表現することよりも、必須項目の絞り込む検討し、求められる項目・内容を実証申請者に

周知させることが有効である。

- マニュアルへ記載すべき内容の根拠として、法的枠組み等を考慮することが望ましい。
- 既存のマニュアルの点検、改善にも役立つ内容となることが望ましい。
- マニュアルの使用者側からの要望として、緊急時の対応策及び連絡方法などの記載を行うことが望ましい。